

海幕総第432号
令和5年3月30日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長代理
海上幕僚副長
(公印省略)

広報活動実施計画及び成果の報告について（通達）

標記について、海上自衛隊の広報活動の実施に関する達（昭和37年海上自衛隊達第5号）第7条の広報活動実施計画報告書及び第28条の広報活動実施成果報告書の様式については、別添の通達別紙付表第1及び付表第2のとおりとしたので、これにより実施されたい。この場合において、当該各報告書の報告時期については、海上自衛隊の広報活動の実施に関する達第7条及び第28条に定める期日とする。

なお、広報活動実施計画及び結果の報告要領について（通達）（海幕総第477号。53.2.3）は廃止する。ただし、令和5年度第2四半期の広報活動実施計画報告書に係る報告要領については、従前の例による。

添付書類：防官広（事）第70号（令和5年3月24日）

文書管理者：海幕総務課長 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日：
作成年月日：2023.3.27 保存期間：10年 保存期間の満了する日：2033.3.31
本紙を含め：1枚 1部 配布先： 箇所

防官広（事）第70号
令和5年3月24日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

広報活動実施計画及び成果の報告について（通達）

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

なお、広報活動実施計画及び結果の報告について（防官広第151号。53.1.18）は廃止する。ただし、この通達の施行の際現にある様式については、この通達による様式によるものとみなす。

添付書類：広報活動実施計画及び成果報告要領

広報活動実施計画及び成果報告要領

防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第6条及び第16条の規定に基づく報告の要領を下記の通り定める。

記

1 広報活動実施計画の報告

- (1) 報告事項
当該半期における広報活動実施計画の概要及び考慮事項
- (2) 報告書の様式
付表第1のとおり
- (3) 報告時期
当該半期開始まで

2 広報活動実施成果の報告

- (1) 報告事項
当該半期における広報活動実施成果の概要及び実績
- (2) 報告書の様式
付表第2のとおり
- (3) 報告時期
当該半期終了後、1か月以内

添付書類：付表第1、付表第2

広報活動実施計画報告書
(年度 半期)

1 広報活動実施計画の概要

(1) 全般

(2) 実施要領

区 分		計画の概要	実施時期	備 考
部外 広報	自主的 広報活動			
	協力的 広報活動			
部内広報				
広 聴				
その他				

2 考慮事項

(備考)

1 全般

広報活動実施計画報告書においては、一般広報を目的とした計画を記載するものとし、募集広報を目的とするものは記載しない。

2 部外広報

(1) 自主的広報活動

部外（防衛省・自衛隊に所属していない個人又は団体をいう。次号において同じ。）を対象に、実施担当官が自主的に実施する広報活動について記載する。

(2) 協力的広報活動

部外の要請に基づき実施する広報活動について記載する。

3 部内広報

部内者（隊員及び隊員の家族をいう。）を対象に、隊員の士気高揚及び家族に対する理解を深めることを目的として実施した事業を記載する。

4 広聴

広報活動の改善に当たり、部外者等から防衛省・自衛隊に対する意見及び要望を聴くことを目的として実施する事業を記載する。

5 その他

上記区分に該当しない広報活動について記載する。

広報活動実施成果報告書
(年度 半期)

- 1 広報活動成果の概要
- (1) 全般
- (2) 主要な成果の概要

区 分		成果の概要	教訓・問題点等	改善点
部外 広報	自主的 広報活動			
	協力的 広報活動			
部内広報				
広 聴				
その他				

2 広報活動実績

(1) 部外広報

区 分			自主的広報活動		協力的広報活動		備 考
報 道	項 目／件 数		実施件数	報道件数	実施件数	報道件数	
	報道対応	新聞					
		テレビ					
		ラジオ					
		その他					
計							
印 刷 物 広 報	項 目／件 数		作成件数	製作部数	作成件数	製作部数	
	印刷物の作成	パンフレット					
		リーフレット					
		その他					
		計					
	項 目／件 数		取材件数	掲載件数	取材件数	掲載件数	
	刊行物への掲載	新 聞					
		雑 誌					
		その他					
		計					
視 聴 覚 広 報	項 目／件 数		実施件数	放送局数	実施件数	放送局数	
	放 送	映画・ドラマ					
		テレビ					
		ラジオ					
		その他					
計							
項 目／件 数			公開件数	参加者数	公開件数	参加者数	
公 開	部 隊						
	展示航海						
	展示飛行						
	基地(駐屯地)						
	演 習						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
見 学	部 隊						
	基地(駐屯地)						
	艦 隊						
	広報資料館						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
体 験	航 海						
	搭乗(航空機)						
	搭乗(その他)						
	計						
項 目／件 数			実施件数	入隊者数	実施件数	入隊者数	
隊内生活 体験入隊	学生・生徒						
	一 般						
	計						
項 目／件 数			実施件数	聴衆者数	実施件数	聴衆者数	
音楽演奏	演奏会						
	その他						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
講 演	協力会等						
	自治体等						
	その他						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
行事等	運動大会						
	各種祭り						
	その他						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
総合的な学習の 時間	小学校						
	中学校						
	高 校						
	計						
項 目／件 数			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
幹部地域集会							

(2) 部内広報

区 分	実 績		備 考
項 目／件 数	作成件数	製作部数	
パンフレット			
リーフレット			
新聞等			
その他			
計			

(3) 広聴

区 分	実 績		備 考
項 目／件 数	実施件数	参加者数	
防衛モニター			
駐屯・基地モニター			
その他			
計			

(4) 下半期のみに報告を求める事項

区 分		実 績		備 考
項 目／件 数		総登録数		
ホームページ				
項 目／件 数		総登録数	実施件数	
SNS等 アカウント	Facebook			
	Twitter			
	Instagram			
	YouTube			
	その他			

(備考)

1 全般

広報活動実施成果報告書においては、一般広報を目的とした実績を記載するものとし、募集広報に係る実績は記載しない。

2 部外広報

(1) 「自主的広報活動」は、部外（防衛省・自衛隊に所属していない個人又は団体をいう。次号において同じ。）を対象に、実施担当官が自主的に実施する広報活動について記載する。

(2) 「協力的広報活動」は、部外の要請に基づいて実施した活動を記載する。

(3) 複数の機関等により実施される項目における件数等は、活動を計画した実施担当官が取りまとめ計上する。

(4) 報道に係る事項の記載要領

ア 「報道対応」の「実施件数」は、自主的に発表、説明若しくは資料提供又は報道公開の手段を通じ報道機関等に情報提供の場を設定して実施したもの若しくは報道機関等の要求に応じ、協力的に実施したものを記載する。

この際、電話による取材は、実施件数として記載しない。

イ 「報道対応」の「報道件数」は、新聞、テレビ等で報道された件数を記載する。
なお、同一事案で複数の報道については、報道日ごと記載するとともに、複数の報道機関による報道があった場合にはそれぞれ1件として記載する。

ウ 2次発表、補足説明等をした場合は、それぞれを件数として記載する。

エ 「朝雲」、「防衛日報」等の自衛隊関係紙は含まない。

(5) 報道を除くその他の事項の記載要領

- ア 「印刷物の作成」の「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。
- イ 「刊行物への掲載」の「取材件数」は、当該刊行物に掲載することを目的とした取材について記載し、「掲載件数」は、当該刊行物に実際に掲載されたものについて記載する。
- ただし、「朝雲」、「防衛日報」等の自衛隊関係紙はまない。
- ウ 「放送」の「実施件数」は、放送の企画ごとに1件とし、「報道局数」は、放送された局数を記載する。
- エ 「公開」の「公開件数」は、公開日ごとに1件として記載する。「参加者数」は、公開した事業への参加者総数を計上する。
- オ 「見学」の「実施件数」は、見学の実施日ごとに1件として記載する。「参加者数」は、見学した事業への参加者総数を計上する。
- カ 「体験」の「搭乗（航空機）」は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第8条第1項第2号により実施したものを記載する。
- 「搭乗（その他）」は、同訓令に依らない航空機以外の車両等により実施したものを記載する。
- キ 「隊内生活体験入隊」の「実施件数」は、団体ごとに1件とし、「入隊者数」は、当該事業の参加者総数を記載する。
- ク 「音楽演奏」について、部隊等が自主的に計画して実施する演奏は「自主的広報活動」に計上し、部外の要請に基づき実施する演奏は「協力的広報活動」に計上する。「演奏会」は、定期演奏会や巡回演奏会等の公然と部外に対して実施する演奏実績を計上し、「その他」は、演奏会を除く演奏実績を計上する。
- ケ 「講演」は、部外に対して自主的に又は依頼を受けて実施したものを記載する。「協力会等」は、自衛隊協力会等一定程度、自衛隊に対して理解を得られている組織、団体等のことを示し、「自治体等」は、地方公共団体等の地方の行政組織等を示す。
- コ 「行事等」の「実施件数」は、行事の実施日ごとに1件として記載する。「参加者数」は当該行事等への参加者総数を記載する。
- サ 「総合的な学習の時間」は、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、各学校が実施する総合的な学習の時間に対して、自衛隊が協力した事業件数を記載する。「実施件数」は、団体ごとに1件とし、「参加者数」は、参加者総数を記載する。
- シ 「幹部地域集会」の「実施件数」は、内外情勢調査会に基づき、実施された地域の講演会等の参加回数を計上し、「参加者数」は、参加者総数を記載する。

3 部内広報

- (1) 部内者（隊員及び隊員の家族をいう。）を対象に、隊員の士気高揚及び家族に対する理解を深めることを目的として実施した事業を記載する。
- (2) 「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。

4 広聴

- (1) 広報活動の改善に当たり、部外者等から防衛省・自衛隊に対する意見や要望を聴くことを目的として実施する事業を記載する。
- (2) 「実施件数」は、実施した広聴ごと1件とし、「参加者数」は、参加者総数を記載する。

5 下半期のみに報告を求める事項

- (1) 下半期の末日時点のものを記載する。
- (2) 「ホームページ」の「総登録数」は、開設数を記載する。
- (3) 「SNS等アカウント」の「総登録数」は、開設数を記載し、「実施件数」は、

自主的に発信したものを計上する。この際、他アカウントからの発信に対し、単にシェアする場合及びリツイートを含まない。